

## 西宮市香花売場の使用に関する要綱

この要綱は、西宮市香花売場（以下「売場」という。）に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による使用の許可に関し、必要な事項を定める。

（使用許可）

第 1 条 売場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

（使用の申請）

第 2 条 前条の規定により許可を受けようとする者は、行政財産建物使用許可申請書に下記の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（ 1 ）住民票謄本、法人にあつては登記事項証明書

（ 2 ）履歴書、法人にあつては業務経歴書

（ 3 ）前 2 号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

（使用期間）

第 3 条 売場の使用期間は、1 年以内とする。

2 使用期間満了後継続して売場を使用しようとする者は、当該使用期間満了前に行政財産建物使用許可更新申請書を提出して、市長の許可を受けて使用を継続することができる。

3 前項の場合において、市長が認めるときは前条各号に規定する書類の添付を要しない。

（使用料の納付）

第 4 条 西宮市墓地条例施行規則第 14 条ただし書きで規定する市長が別に定める場合は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第 7 条に規定する連帯保証人をたて、かつ、使用者の申出があった場合とする。

2 前項の申出があった場合、使用者は毎月 2 5 日までに当月分の売場の使用料を納付しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 5 条 使用者は、売場を使用の目的外の用途に使用してはならない。

（変更の届出）

第 6 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（ 1 ）使用者が死亡したとき。

（ 2 ）使用者が住所又は氏名を変更したとき。

（ 3 ）使用者が法人にあつては、解散があつたとき。

（ 4 ）使用者が法人にあつては、合併その他の異動があつたとき。

（連帯保証人）

第 7 条 使用者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

（ 1 ）使用者が公共的団体であるとき。

( 2 ) 使用料を前納するとき。

( 3 ) 前 2 号のほか市長が特にその必要がないと認めるとき。

2 前項に規定する連帯保証人は、引き続き 3 年以上市内に住所又は事務所を有し、かつ、前年度の所得が 1,000,000 円以上又は公簿価格が 300,000 円以上の固定資産を有するものでなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときはこの限りでない。

3 使用者は、連帯保証人が欠けたとき、又は連帯保証人が前項の要件を欠いたときは、直ちに他の連帯保証人を立てなければならない。

4 使用者は、連帯保証人が住所又は氏名若しくは称号を変更したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

( 休業の届出 )

第 8 条 使用者は、事故等により休業しようとする場合は、その理由を添えて市長に届け出なければならない。

( 取扱物品等の届出 )

第 9 条 使用者は、売場で扱う物品等の品目及びその価格を市長に届け出てその承認を得なければならない。

2 前項の価格は、売場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

( 使用者負担 )

第 10 条 売場の電気使用料、水道使用料その他の光熱水費等は使用者の負担とする。

( 使用の廃止 )

第 11 条 使用者が使用を廃止しようとするときは、その 30 日前までに市長に届け出なければならない。

( 損害賠償 )

第 12 条 使用者は、建物又は付属設備を滅失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出てその指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が天災その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

( 検査 )

第 13 条 使用者は、使用期間が満了したとき、使用期間中において使用を廃止しようとするとき又は第 15 条の規定により使用許可を取り消されたときは、市長に届け出て検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、建物又は付属設備に滅失し、又はき損したものがあるときは、前条の規定を準用する。

( 使用権の譲渡等の禁止 )

第 14 条 使用者は、売場の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

( 使用許可の取消し )

第 15 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

( 1 ) 使用許可に付した条件に違反したとき。

( 2 ) 使用者が死亡したとき。

- ( 3 ) 使用者が法人にあつては、解散したとき。
- ( 4 ) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。